

デジタル庁
○ 令第二十二号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令の一部を改正する命令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め

る事務を定める命令の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後		改正前	
<p>第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の資格確認書、被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者手帳に関する事務（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔四〇八 略〕</p> <p>九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十九号。以下「令和六年厚生労働省令第百十九号」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証に関する事務</p> <p>第二条 法別表二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票又は特別療養費受給票に関する事務（前条第三号及び前号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔三〇七 略〕</p> <p>八 令和六年厚生労働省令第百十九号附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則による被保険者証に関する事務（前条第九号に掲げるものを除く。）</p> <p>第四条 法別表四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 船員保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は年金証書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔三〇八 略〕</p> <p>九 令和六年厚生労働省令第百十九号附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）による被保険者証に関する事務</p> <p>第二十条の二 法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十 略〕</p>		<p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 健康保険法による全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者証、被保険者資格証明書又は日雇特例被保険者手帳に関する事務（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔四〇八 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票又は特別療養費受給票に関する事務（前条第三号及び前号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔三〇七 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 船員保険法による被保険者証、高齢受給者証、船員保険療養補償証明書、継続療養受療証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は年金証書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔三〇八 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第二十条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〇十 同上〕</p>

十一 私立学校教職員共済法による資格確認書、資格情報通知書、加入者資格証、高齢受給者証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務

〔十二・十三 略〕

十四 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第三十二号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）による加入者証又は加入者被扶養者証に関する事務

第二十三条の二の二 法別表四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

九 国家公務員共済組合法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

〔十 略〕

十一 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和六年財務省令第六十四号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の国家公務員共済組合法施行規則による組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証又は船員組合員被扶養者証に関する事務

第二十四条 法別表四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 国民健康保険法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

〔三〇八 略〕

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務

第三十条の三 法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇九 略〕

十 地方公務員等共済組合法による資格確認書、資格情報通知書、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

〔十一〇十五 略〕

十一 私立学校教職員共済法による加入者証、加入者資格証、加入者被扶養者証、高齢受給者証、資格喪失後継続給付証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務

〔十二・十三 同上〕

〔新設〕

第二十三条の二の二 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 国家公務員共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

〔十 同上〕

〔新設〕

第二十四条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

〔三〇八 同上〕

〔新設〕

第三十条の三 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

十 地方公務員等共済組合法による組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特別療養証明書、船員組合員証、船員組合員被扶養者証又は船員組合員療養補償証明書に関する事務

〔十一〇十五 同上〕

十六 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和六年内閣府・総務省・文部科学省令第五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の地方公務員等共済組合法施行規程による組合員証、組合員被扶養者証、船員組合員証又は船員組合員被扶養者証に関する事務

第四十六条 法別表八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 高齢者の医療の確保に関する法律による資格確認書、資格情報通知書又は特定疾病療養受療証に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

〔三〇八 略〕

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証又は被保険者資格証明書に関する事務

十 令和六年厚生労働省令第百十九号附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされた同令第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務

附則

（電子資格確認に係る経過措置）

4 当分の間、第二十三条の二の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十四項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔新設〕

第四十六条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務（前号に掲げるものを除く。）

〔三〇八 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

附則

（電子資格確認に係る経過措置）

4 当分の間、第二十三条の二の二の規定の適用については、同条中「事務は」とあるのは、「事務は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）附則第二十四項の電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請に必要な支援に関する事務のほか」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

第六十七条 第二条の表六十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕十五 略

十六 国家公務員共済組合法施行規則第九十二条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕チ 略

〔十七〕二十三 略

第八十五条 第二条の表八十三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕十六 略

十七 地方公務員等共済組合法施行規程第九十七条第一項の共済組合の組合員の被扶養者に係る確認に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕チ 略

〔十八〕二十四 略

第一百十七条 第二条の表百十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕十 略

〔削る〕

十一 略

〔削る〕

第一百十八条 第二条の表百十六の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

〔一〕八 略

〔削る〕

九 略

〔削る〕

第六十七条 〔同上〕

〔一〕十五 同上

十六 国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第三項において準用する同令第九十二条第一項の共済組合の組合員の被扶養者の要件の確認に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕チ 同上

〔十七〕二十三 同上

第八十五条 〔同上〕

〔一〕十六 同上

十七 地方公務員等共済組合法施行規程第一百条第三項において準用する同令第九十七条第一項の共済組合の組合員の被扶養者の要件の確認に関する事務 次に掲げる情報

〔イ〕チ 同上

〔十八〕二十四 同上

第一百十七条 〔同上〕

〔一〕十 同上

十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務 当該検認又は更新に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十二 〔同上〕

十三 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 当該検認又は更新に係る被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第一百十八条 〔同上〕

〔一〕八 同上

九 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十六条の二第六項において準用する同令第二十条第一項の限度額適用認定証の検認又は更新に関する事務 当該検認又は更新に係る被保険者に係る年金給付関係情報

十 〔同上〕

十一 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七条第六項において準用する同令第二

備考 表中の「」の記載は注記である。

十条第一項の限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新に関する事務 当該検認又は更新に係る被保険者に係る年金給付関係情報

附 則

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。